



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 9月 6日 火曜日 第1691号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....	893
指定医療機関の名称の変更.....	893
指定医療機関の廃止の届出.....	893
介護機関の指定.....	893
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	893
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	894
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	894
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	895
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	895
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	895
都市計画の変更（一部変更）案の縦覧.....	895
開発行為に関する工事の完了.....	896
道路の位置の指定.....	896

公 告

愛媛県女性総合センターの指定管理者の募集.....	896
愛媛県宇和海自然ふれあい館の指定管理者の募集.....	898
砂利採取業務主任者試験の実施.....	899
松山観光港ターミナルの指定管理者の募集.....	899

愛媛県立都市公園の指定管理者の募集..... 900

任 免 辞 令

公営企業任免辞令..... 902

告 示

○愛媛県告示第1631号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成17年 9月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
いわまつ薬局	有限会社 アポトライ	北宇和郡津島町高田丙 542	平成17年 8月 1日
松田循環器科内科	松 田 昌 三	西条市三津屋南13番地 50	平成17年 8月 1日
エビスヤ薬局重 信店	有限会社 エビスヤ薬局	東温市志津川171セブ ンスター重信店内	平成17年 7月22日

○愛媛県告示第1632号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成17年 9月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 療 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
小西産婦人科医院	こにし産科婦人科	医療法人小西産婦人科医院	新居浜市庄内町一丁目13番 35号	平成16年10月18日

○愛媛県告示第1633号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成17年 9月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
森 岡 医 院	森 岡 雄	新居浜市多喜浜53	平成16年 9月11日
エビスヤ薬局重 信店	有限会社 エビスヤ薬局	東温市志津川171セブ ンスター重信店内	平成17年 7月22日

○愛媛県告示第1634号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成17年 9月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設あすなる	医療法人 有津むらかみク リニック	今治市伯方町北浦甲22 89番地 1	平成17年 7月25日

○愛媛県告示第1635号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人有津むらかみクリニック	今治市伯方町有津甲2335番地	介護老人保健施設あすなる	今治市伯方町北浦甲2289番地1	平成17年7月25日
有限会社ケアサポートのどか	宇和島市大超寺奥乙90番地11	訪問介護のどか	宇和島市大超寺奥乙90番地11	平成17年7月19日
有限会社芳光	新居浜市北新町12番52号	デイサービスセンターおくじま	新居浜市北新町12番52号	平成17年7月21日
有限会社シグマ企画	西条市大町841番地6	サンケアネット	西条市大町841番地6	平成17年7月13日
フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目25番1号	フランスベッドメディカルサービス株式会社四国中央営業所	四国中央市妻鳥町980-1 森商第二ビル1F	平成17年7月26日
介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町2-2-3	蒼社町のデイサービス	今治市蒼社町2-2-67	平成17年8月2日
株式会社えひめメディコープ	松山市中村三丁目1番1号	グループホームとらや	新居浜市若水町二丁目7番4号	平成17年8月17日
社会福祉法人丹原福祉会	西条市丹原町今井457番地1	ヘルパーステーションル・ソレイユ	西条市丹原町今井457番地1	平成17年8月5日
社会福祉法人丹原福祉会	西条市丹原町今井457番地1	デイサービスセンタール・ソレイユ	西条市丹原町今井457番地1	平成17年8月5日
社会福祉法人丹原福祉会	西条市丹原町今井457番地1	短期入所生活介護事業所ル・ソレイユ	西条市丹原町今井457番地1	平成17年8月5日
医療法人康仁会	四国中央市三島金子2-7-22	グループホーム桃太郎	四国中央市中曾根町994番地	平成17年7月29日

○愛媛県告示第1636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人岩村外科胃腸科	宇和島市吉田町魚棚20番地3	居宅介護支援事業所「いわむら」	宇和島市吉田町魚棚20番地3	平成17年8月5日
社会福祉法人丹原福祉会	西条市丹原町今井457番地1	居宅介護支援事業所ル・ソレイユ	西条市丹原町今井457番地1	平成17年8月5日

○愛媛県告示第1637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜2番耕地3番地1	有限会社田窪若草ヘルパー	(変更後) 西予市明浜町狩浜2番耕地3番地1 (変更前) 西予市明浜町高山甲1310番地	平成17年4月1日

○愛媛県告示第1638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ひばり	宇和島市明倫町五丁目6番17号	ケアサービスひばり	(変更後) 宇和島市明倫町五丁目6番17号 (変更前) 宇和島市佐伯町二丁目3番4号	平成17年7月7日

○愛媛県告示第1639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
宮下直之	新居浜市松神子三丁目1番26号	医療法人宮下整形外科内科	新居浜市松神子三丁目1番26号	平成12年5月31日
医療法人織田耳鼻咽喉科医院	新居浜市庄内町四丁目3番21号	織田耳鼻咽喉科医院	新居浜市庄内町四丁目3番21号	平成12年10月10日

○愛媛県告示第1640号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
マルヨシセンター新居浜東店	新居浜市田の上一丁目甲1096番1外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	店舗周辺の交通安全対策に配慮すること。

○愛媛県告示第1641号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示

の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
東予広域都市計画臨港地区 新居浜臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 新居浜市惣開町、大江町、港町、菊本町一丁目、菊本町二丁目、垣生三丁目、多喜浜及び黒島の各一部

(2) 削除する部分 新居浜市中須賀町二丁目、港町及び阿島の各一部

○愛媛県告示第1642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 3 columns: 検査済証の番号及び交付年月日, 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名. Contains 3 rows of development permit details.

○愛媛県告示第1643号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

西予市宇和町坂戸566番、567番1、567番2及び568番

2 申請人の住所氏名

西予市宇和町加茂98番地1

株式会社 千葉工務店 代表取締役 稲田 幹成

3 図面省略

公 告

○公 告

愛媛県女性総合センターの指定管理者の募集について

愛媛県女性総合センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 愛媛県女性総合センター（以下「センター」という。）の概要

Table with 2 columns: 所在地, 設置目的. Location: 愛媛県松山市山越町450番地. Purpose: 女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を

Table with 2 columns: 施設概要, 事業概要. Facility details include floor area, structure, and room types. Business details include maintenance, information collection, and support for women's activities.

2 指定管理者の業務

- (1) センターの事業の実施に関する業務
 (2) センターの利用の許可に関する業務
 (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
 (4) センターの利用の促進に関する業務
 (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
 (6) その他知事が定める
- 3 管理の基準
 愛媛県女性総合センター管理条例（平成17年愛媛県条例第88号）第4条から第17条までの規定による。
- 4 指定期間
 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間（予定）
- 5 申請資格等
 (1) 申請資格
 申請資格を有するものは、県内に事務所を有する（又は設ける予定である）など管理運営に当たって緊急時における迅速な連絡・対応体制が確保・整備できる法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとする。
 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者
 イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等
 ウ 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
 エ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 カ 愛媛県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 ケ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 (ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 (イ) 成年被後見人又は被保佐人
 (ロ) 破産者で復権を得ないもの
 (ハ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 (カ) 暴力団の構成員等
- (2) 複数の団体での共同申請
 サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。
- 6 指定管理者の選定方法等
 (1) 選定基準
 ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
 イ センターの設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。
 (2) 選定方法
 愛媛県女性総合センター指定管理者選定審査会において、選定基準に基づいて総合的に評価して選定を行い、その結果を知事へ報告し、知事は、審査会の選定を踏まえ、指定管理者の候補者を決定する。
- 7 申請に必要な書類
 (1) 指定管理者指定申請書
 (2) 宣誓書
 (3) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
 (4) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
 (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書、法人税申告書（写）その他経営の状況を明らかにする書類
 (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
 (7) 団体の概要を記載した書類
 (8) 役員名簿
 (9) 都道府県税について、未納がない旨の証明書
 (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
 (11) 印鑑証明書
 (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書
- 8 申請期間
 平成17年10月4日（火）から平成17年10月12日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

- 9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先
愛媛県民環境部県民協働局男女参画課事業係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2332
- 10 その他
詳細は、募集要綱による。

○公 告

愛媛県宇和海自然ふれあい館の指定管理者の募集について

愛媛県宇和海自然ふれあい館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県宇和海自然ふれあい館の概要

1 所在地	愛媛県南宇和郡愛南町外泊66番地1
2 設置目的	足摺宇和海国立公園の自然との触れ合いを推進するため、同国立公園の自然に関する情報提供を行うとともに、休憩及び交流の場を提供する。
3 施設概要	(1) 建物 ア 構造 木造フッ素樹脂塗装鋼板瓦棒 葺平屋建 イ 床面積 47.25㎡ (展示室24.75㎡、便所22.5㎡) (2) 附帯施設 ア 駐車場 38.4㎡(4台) イ 卓ベンチ 3基 (3) 敷地面積 551.71㎡(愛南町町有地)
4 事業概要	(1) 足摺宇和海国立公園の自然に関する情報の提供 (2) 休憩及び交流の場の提供 (3) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 足摺宇和海国立公園の自然に関する情報の提供に関する業務
- (2) 休憩及び交流の場の提供に関する業務
- (3) 自然ふれあい館の利用の促進に関する業務
- (4) 自然ふれあい館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (5) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県宇和海自然ふれあい館管理条例(平成17年条例第51号)第4条から第9条までの規定による。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間(予定)

5 申請資格等

- (1) 申請資格
申請資格を有する者は、県内に事務所を有する(又は設ける予定である)など管理運営に当たって緊急時にお

ける迅速な連絡・対応体制が確保・整備できる法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等
- ウ 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
- エ 法人税、都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- カ 愛媛県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- ク 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ケ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - (イ) 成年被後見人又は被保佐人
 - (ウ) 破産者で復権を得ない者
 - (エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (カ) 暴力団の構成員等
- (2) 複数の団体での共同申請
サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

6 指定管理者の選定方法等

- (1) 選定基準
 - ア 自然ふれあい館の管理を適正かつ確実に行うことができることと認められること。
 - イ 自然ふれあい館の設置の目的を最も効果的かつ効率

的に達成することができることと認められること。

(2) 選定方法

選定委員会において、選定基準に基づいて総合的に評価して選定する。(書類審査及び面接審査の実施を予定)

7 申請に必要な書類

- (1) 愛媛県宇和海自然ふれあい館指定管理者指定申請書(様式1)
- (2) 誓約書(様式2)
- (3) 愛媛県宇和海自然ふれあい館の管理運営に関する事業計画書(様式3)
- (4) 愛媛県宇和海自然ふれあい館の管理運営に関する収支計画書(様式4)
- (5) 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類
- (6) 登記事項証明書
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、貸借対照表、損益計算書又は財務状況を示す書類
- (8) 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (9) 団体の概要を記載した書類
- (10) 役員名簿
- (11) 都道府県税の未納の税額がないことの証明書(様式5)
- (12) 法人税、消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書
- (13) 印鑑証明書
- (14) 申立書(様式6)

8 申請期間

平成17年10月4日(火)から10月12日(水)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課自然公園施設係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2367

10 その他

詳細は、募集要綱による。

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定に基づき、平成17年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室(第一別館9階会議室1)

2 試験の日時

平成17年11月11日(金)10時

3 受験願書の提出期間

平成17年10月11日(火)から20日(木)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

○公 告

松山観光港ターミナルの指定管理者の募集について

松山観光港ターミナルの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施設の概要

松山観光港ターミナル(以下「ターミナル」という。)

1 所在地	愛媛県松山市高浜五丁目2259番地1
2 設置目的	県都松山市の海の玄関としてふさわしい、利用者や県民の憩いの場となる効率的で機能的な旅客施設とする。
3 施設概要	ターミナルビル(鉄骨造2階)及び高架通路 旅客施設:待合室、多目的ホール、案内所等 共用施設:衛生施設、廊下、階段、機械室等 ターミナルビルは、愛媛県と松山観光港ターミナル株式会社との共有建物であり、指定管理者の管理に係る部分は、愛媛県の指定部分のみである。

2 指定管理者の業務

ア 旅客施設の施設、付属設備及び備品の維持管理に関すること

イ その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)第15条の5から第15条の7までの規定による。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所(本社機能を有するもの)を置き、又は置こうとする法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等

ウ 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若し

くは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等

エ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 愛媛県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

ケ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 暴力団の構成員等

(2) 複数の団体での共同申請
効率的な管理を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア ターミナルの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ ターミナルの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

選定委員会において、審査基準に基づいた審査の結果を踏まえ、知事が、総合的に評価して選定する。（書類審査及び面接審査の実施を予定）

7 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 宣誓書
- (3) ターミナルの管理に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算

書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
- (7) 団体の概要を記載した書面
- (8) 役員名簿
- (9) 都道府県税について、未納がない旨の証明書
- (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (11) 印鑑証明書
- (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月27日（火）から10月14日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2691

10 その他

詳細は、募集要綱による。

○公 告

愛媛県立都市公園の指定管理者の募集について

愛媛県立都市公園（道後公園、総合運動公園、とべ動物園、南予レクリエーション都市公園）の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 施設の概要

(1) 道後公園

1 所在地	愛媛県松山市道後公園
2 設置目的	県民の憩い、安らぎの場とするとともに、中世の湯築城跡を復元、保存、活用することにより散策、休憩しながら歴史を学べる施設として設置している。
3 施設概要	主要施設 管理棟（資料館）1棟 271.00㎡ （うち資料館96㎡） 復元武家屋敷 2棟 160.88㎡ 土塀 8か所 約120m 土塁展示室 50.08㎡
4 指定管理者の業務	ア 歴史学習の場としての湯築城跡の管理運営 イ 都市公園施設及び遊具の提供 ウ その他必要な業務

(2) 総合運動公園（とべ動物園、自由広場及び駐車場を除く。）

1 所在地	愛媛県松山市上野町乙46番地
2 設置目的	県民のスポーツ振興を図るため、県内スポーツの核となる陸上競技場や体育館などの各種運動施設を整備するとともに、幅広いレクリエーション活動に対応するため、キャンプ場や子供広場などの各種余暇活動施設を設置している。
3 施設概要	主要施設 陸上競技場(33,590㎡、鉄筋コンクリート3階(一部鉄骨4階))、体育館(9,046㎡主体体育館2,142㎡、補助体育館1,178㎡)、テニスコート(16,660㎡、16面)、補助競技場(19,300㎡)、球技場(19,920㎡)、弓道場(1,704㎡)、相撲場(8,000㎡)、多目的広場(13,320㎡)、キャンプ場(5,000㎡)
4 指定管理者の業務	ア 総合運動公園(とべ動物園、自由広場及び駐車場を除く。以下同じ。)内の有料公園施設の適正な供用 イ 総合運動公園内の施設、備品の維持管理 ウ その他必要な業務

(3) とべ動物園

1 所在地	愛媛県伊予郡砥部町上原町240
2 設置目的	県民が動物とふれあい、豊かな心を助長させるとともに、動物の知識を得て動物愛護の精神を学ぶ教育の場として、また、憩いや潤いを提供する場として設置している。
3 施設概要	主要施設 獣舎 カンガルー・ワラビー舎ほか35棟 管理施設 管理事務所ほか14棟 便益施設 便所ほか8棟
4 指定管理者の業務	ア とべ動物園、総合運動公園の自由広場及び駐車場の供用 イ 動物の飼育管理 ウ その他必要な業務

(4) 南予レクリエーション都市公園

1 所在地	愛媛県宇和島市津島町ほか
2 設置目的	都市圏域から生じるレクリエーション需要を充足するため、南予地域にレクリエーション公園施設を整備し、健全な屋外のレクリエーションの場を提供する。
3 施設概要	第1号公園(宇和島市津島町) 日本庭園南楽園、ローラースケート場、イベント広場、オートキャンプ場ほか 第3号公園(愛南町) 野球場、テニスコート、多目的広場、屋内運動場、球技広場、宇和海展望タワー、キャンプ場、紫電改展示館、こども動物園ほか 第4号公園(宇和島市津島町) ゴーカート場、多目的広場、テニスコートほか 第5号公園(愛南町) テニスコート、多目的広場、御荘プールほか 第6号公園(宇和島市日振島) キャンプ広場ほか 第7号公園(愛南町) ジャンボスライダー、スロープカーほか
4 指定管理者の業務	ア 南予レクリエーション都市公園施設の供用 イ 南予レクリエーション都市公園内の施設及び備品等の維持管理 ウ その他必要な業務

2 管理の基準

愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)第15条から第15条の15までの規定による。

3 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間(予定)

4 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所(本社機能を有するもの)を置き、又は置こうとする法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等

ウ 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等

エ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 愛媛県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

ク 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

ケ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 暴力団の構成員等

(2) 複数の団体での共同申請

効率的な管理を図る上で必要な場合は、複数の団体での

共同による申請ができる。

5 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 各県立公園の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 各県立都市公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

選定委員会において、県立都市公園ごとに、審査基準に基づいて審査した結果を踏まえ、知事が、総合的に評価して選定する。(書類審査及び面接審査の実施を予定)

6 申請に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 宣誓書

(3) 指定を受けようとする県立都市公園の管理に関する事業計画書及び収支計画書

(4) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(7) 団体の概要を記載した書面

(8) 役員名簿

(9) 都道府県税について、未納がない旨の証明書

(10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(11) 印鑑証明書

(12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

7 申請期間

平成17年9月27日(火)から10月14日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

8 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県土木部道路都市局都市整備課都市公園管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2746

10 その他

詳細は、募集要綱による。

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

8月15日

愛媛県技術吏員 定井結子

願により本職を免ずる